

第33回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時(午前9時より受付開始)

開催場所

東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラスアネックス棟3階
シーズンテラスホール

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員で
ある取締役を除く。）
7名選任の件

株式会社JPホールディングス
証券コード2749

株 主 各 位

証券コード 2749
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)

名古屋市中村区名駅二丁目38番2号
株式会社 J P ホールディングス
代表取締役社長 坂井 徹

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第33回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。



【当社ウェブサイト】<https://www.jp-holdings.co.jp/ir/news>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東証上場会社情報サービス】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
上記ウェブサイトにアクセスし、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえご覧ください。



なお、当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、4頁・5頁の方法により6月23日(月曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時（午前9時より受付開始）

2. 場 所 東京都港区港南一丁目2番70号

品川シーズンテラス アネックス棟3階シーズンテラスホール

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第33期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第33期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

4. 議決権行使にあたっての注意事項

各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、「賛」の表示があつたものとして取り扱わせていただきます。

5. 招集にあたってのその他の決定事項

- 議決権行使書により、重複して議決権が行使されたときは、最後に当社に到着したものと有効といたします。
- インターネットにより議決権を複数回行使されました場合は、最後に行使されたものを有効な議決権の行使としてお取扱いいたします。
- インターネットと書面（議決権行使書）の両方で議決権を行使されました場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使としてお取扱いいたします。
- 個人の株主様が代理人様による議決権行使を行う場合には、原則として①～③の書類のご提出が必要となります。
①代理人様ご本人の議決権行使書用紙
②代理権を証する書面（委任をされる株主様ご本人の署名または記名押印のある委任状）

- ③当該代理人様に委任をされる株主様の議決権行使書用紙、もしくは、委任状に押印された印鑑の印鑑登録証明書、または、パスポート、運転免許証、健康保険証その他いかれか委任をされる株主様ご本人を確認するための公的書類の写し
- (5) 法人の株主様が代理人様による議決権行使を行う場合には、原則として①及び②の書類のご提出が必要となります。
- ①代理権を証する書面（法人代表者の署名または記名押印のある、委任状または職務代行通知書）
- ②当該代理人様に委任をされる株主様の議決権行使書用紙または委任状・職務代行通知書に押印された代表印の印鑑登録証明書
- (6) 代理人様の人数は、当社定款第15条第1項の定めにより、本株主総会における議決権を有する株主様1名とさせていただきます。
- (7) ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・会社の体制及び方針
 - ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ・計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表
- (8) 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス：<https://www.jp-holdings.co.jp>)でお知らせいたしますのでご確認ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎会場での配慮が必要な方は、準備の都合上、2025年6月17日（火曜日）までに下記担当部署までご連絡ください。

株式会社JPホールディングス 総務部 総務・法務課
電話：03（6433）0253
メール：stock-info@jp-holdings.co.jp

以上

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後6時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2025年6月24日（火曜日）午前10時
(午前9時より受付開始)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込みられた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

■ 議決権行使について

0120-652-031
(9:00～21:00)

■ その他のご照会

0120-782-031
(平日9:00～17:00)

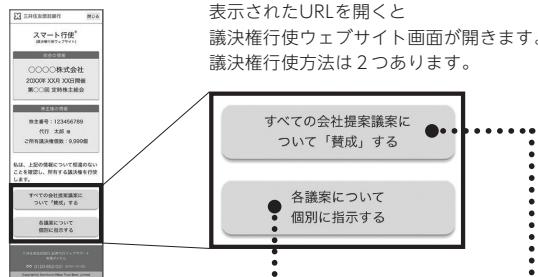
「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

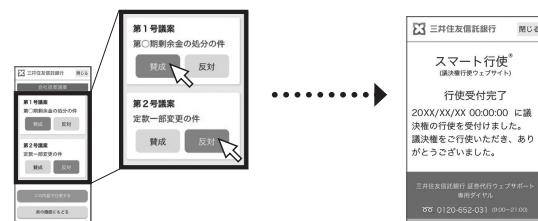
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



2 議決権行使ウェブサイトを開く



3 各議案について個別に指示する



4 全ての会社提案議案について「賛成」する



! 一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能ですが)。

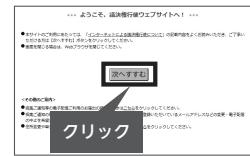
*議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。

*インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

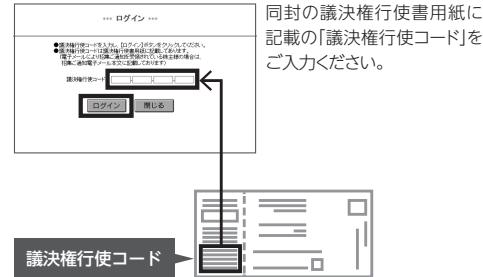
インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

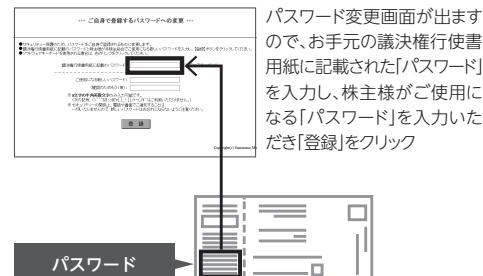
<https://www.web54.net>



2 ログインする



3 パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って
賛否をご登録ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第33期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保等を総合的に勘案し、当期の期末配当金につきましては、12円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき12円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,026,491,016円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

業務の効率化を図ることを目的として、2025年7月1日付で現行定款第3条に定める本店の所在地を「愛知県名古屋市」から「東京都港区」に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を <u>愛知県名古屋市</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を <u>東京都港区</u> に置く。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。迅速な意思決定を行うため、1名減員して取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の選任にあたりましては、任意の機関である指名委員会（独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成）の勧告を経て取締役会において決定しております。なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたか、会社法の規定に基づき株主総会で意見陳述すべき特段の事項はございません。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	さか 坂 い 井 とある (1973年9月26日生)	<p>1996年7月 Pacific Rim Corporation 入社（アメリカ） 同社Directorに就任</p> <p>2001年4月 株アトリウム 入社 その後、同社執行役員戦略投資本部長に就任</p> <p>2011年7月 Futamatsuya USA Inc.創業（アメリカ）</p> <p>2012年4月 株スタートキャピタル創業</p> <p>2017年12月 未来キャピタル株創業 代表取締役 マザーケアジャパン株創業 代表取締役</p> <p>2018年6月 当社取締役</p> <p>2018年7月 株日本保育サービス取締役 株日本保育総合研究所取締役</p> <p>2018年9月 株ジェイキッキン代表取締役社長</p> <p>2019年8月 当社専務取締役</p> <p>2020年6月 当社代表取締役社長</p> <p>2020年7月 株ジェイキッキン取締役</p> <p>2021年4月 早稲田大学幼稚教育開発研究所招聘研究員（現任）</p> <p>2021年6月 株日本保育サービス取締役社長</p> <p>2021年9月 株ジェイキッキン代表取締役社長</p> <p>2021年10月 株ジェイキッキン代表取締役社長 兼 運営部長</p> <p>2022年4月 株日本保育サービス代表取締役社長（現任） 株ジェイキッキン代表取締役社長（現任）</p> <p>2023年2月 一般社団法人全国保育連盟理事長（現任）</p> <p>2023年6月 株子育てサポートリアルティ取締役（現任）</p> <p>2024年2月 株ワンズワイル取締役（現任）</p> <p>2024年3月 株日本保育総合研究所代表取締役社長</p> <p>2024年10月 札幌静修高等学校理事（現任）</p> <p>2024年12月 当社代表取締役社長 兼 事業開発室長（現任） 株日本保育総合研究所代表取締役社長 兼 事業推進部長（現任）</p> <p>2025年4月 明幼稚園理事長（現任）</p>	55,792株

【取締役候補者とした理由】

社長として経営の先頭に立ち、当社の業績向上に大きく貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要な事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうるとともに、今後とも当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所持する 当社の株式数
2	<p>社外 かしわ め れい ほう (1952年6月16日生)</p> <p>柏女霊峰</p>	<p>1976年4月 千葉県庁 入庁 1986年4月 厚生省(現 厚生労働省) 入省 1994年4月 淑徳大学社会学部(現 総合福祉学部) 助教授 1997年4月 淑徳大学・大学院教授 日本子ども家庭総合研究所子ども家庭政策研究担当部長 2006年4月 石川県顧問 2009年4月 浦安市専門委員(子育て支援担当)(現任) 2013年6月 社会福祉法人興望館理事(現任) 2014年12月 東京都児童福祉審議会副会長 2015年9月 東京都子ども・子育て会議会長 2020年6月 当社社外取締役(現任) 2021年10月 江戸川総合人生大学介護・健康学科長(現任) 2023年2月 東京都児童福祉審議会会長 豊島区児童福祉審議会委員長(現任) 2023年4月 淑徳大学総合福祉学部・同大学院特任教授 2025年4月 柏女総合福祉研究所代表(現任) 淑徳大学名誉教授(現任)</p>	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
会社経営に直接関与したことはありませんが、児童福祉及び幼児教育に関して長年の経験と専門的知見を有しております、当社グループの保育事業を中心とした経営全般に引き続き適切な助言をいただけるものと期待しております候補者といたしました。			
3	<p>社外 さ たけ やす みね (1953年12月1日生)</p> <p>佐竹やすみね</p>	<p>1976年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 1993年3月 (株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行) シンガポール支店副支店長 1997年7月 東京三菱投信投資顧問(株)(現 三菱UFJ国際投信(株))企画部長 2000年10月 (株)東京三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 資産運用業務部長 2002年7月 (株)東京三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 投資銀行・資産運用企画部長 2004年7月 三菱東京ウェルスマネジメント証券(株)(現 三菱UFJ証券ホールディングス(株)) 代表取締役社長 2004年9月 三菱東京ウェルスマネジメント銀行(スイス)(現 三菱UFJウェルスマネジメント銀行(スイス)) 代表取締役会長 2008年8月 (株)東京スター銀行取締役会長 2015年6月 SBIホールディングス(株)社外取締役 2017年7月 住信SBIネット銀行(株)社外監査役 2020年6月 スルガ銀行(株)社外取締役監査等委員会委員長 2022年6月 当社社外取締役(現任)</p>	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
変化の激しい金融業界において、新たなビジネスの企画・実行や事業統合の推進など、金融環境の革新・整備に長年携わってきた経験を有しております、当社グループ全体の経営全般に関し、引き続き適切な助言をいただけるものと期待しております候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	<p>社外</p> <p>後藤由紀 (1970年3月28日生)</p>	<p>1987年2月 第2回『東宝シンデレラ』オーディション審査員特別賞受賞</p> <p>1990年3月 東洋英和女学院短期大学英文科卒業</p> <p>1990年4月 NHK連続テレビ小説『凜凛と』で本格デビュー</p> <p>1997年3月 映画『わが心の銀河鉄道 宮沢賢治物語』日本アカデミー新人俳優賞受賞</p> <p>2002年3月 服部栄養専門学校・調理師科卒業</p> <p>2016年2月 第3回食育文化功労賞受賞</p> <p>2021年3月 聖心女子大学現代教養学部教育学科卒業（幼稚園教諭一種免許取得）</p> <p>2022年8月 保育士資格取得</p> <p>2023年6月 当社社外取締役（現任）</p>	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
会社経営に直接関与したことはありませんが、女優（芸名：水野真紀）として活躍する一方、幼稚園教諭一種免許及び保育士資格を保有し、幼稚園でのボランティア活動の経験を有するなど、優れた人格、見識を有しております、当社グループの保育事業に関し、引き続き適切な助言をいただけるものと期待しております候補者といたしました。			
5	<p>社外</p> <p>かつ 勝又 英博 (1956年9月8日生)</p>	<p>1983年12月 大和證券㈱（現（株）大和証券グループ本社）入社</p> <p>1999年8月 INGベアリング証券会社入社</p> <p>2003年4月 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド入行</p> <p>2011年4月 （株）食材研究所所長（現任）</p> <p>2012年2月 （株）ヤマトコンサルティンググループ代表取締役</p> <p>2018年4月 特定非営利活動法人日本香港協会理事</p> <p>2018年10月 当社社外監査役</p> <p>2020年2月 御殿場市議会議員</p> <p>2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）</p> <p>2024年3月 特定非営利活動法人日本香港協会監事（現任）</p> <p>2024年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2025年4月 （株）エスニア取締役（現任）</p>	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
国内外の金融機関における豊富な経験と長年にわたる経営者としての幅広い見識を有しております、引き続き、当社グループ全体の経営全般に関し適切な助言をいただけることを期待し、候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	<p>新任 [社外] ロバート アンソニー クリソル サラザール (1953年7月22日生)</p> <p>1973年 9月 ナガ市ビコール川流域開発プログラム社会調査研究ユニット副所長（フィリピン） 1974年 6月 アテネオ・デ・ナガ大学社会科学科講師（フィリピン） 1976年 6月 アテネオ・デ・ナガ大学学生部長 1977年 6月 デラサール大学行動科学科助教授（フィリピン） 1978年 6月 アテネオ・デ・マニラ大学社会人類学大学院講師（フィリピン） 1985年 9月 オハイオ州立大学人類学科教育助手（アメリカ） 1987年 6月 デラサール大学行動科学科准教授 1987年 8月 デラサール大学大学研究センター所長 1991年 6月 デラサール大学社会開発研究センター所長 1993年 6月 デラサール大学教養学部長・教養学研究科長 1993年 9月 デラサール大学フェロー 1999年 9月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科客員教授 2001年 1月 デラサール大学正教授 2001年 4月 立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部・研究科准教授 2004年 4月 立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部・研究科教授 立命館アジア太平洋大学アジア太平洋研究科長 2019年 4月 立命館アジア太平洋大学名譽教授（現任） 立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部客員教員（現任）</p>	一株	

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年に渡り、日本、フィリピン、アメリカの教育・研究分野において活躍され、豊富な経験と見識を有しております。社会学・人類学への造詣が深く、グローバルな視点から当社グループの今後の事業に対して意見や提言をいただけるものと期待しており、新たに候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
7	<p>新任 社外 わらい がいとも き 藁 谷 友 紀 (1954年8月3日生)</p> <p>2004年11月 外務省専門調査員 1994年4月 早稲田大学教育学部（現 教育・総合科学学術院）専任講師 1996年4月 早稲田大学教育学部助教授 2001年4月 早稲田大学教育学部教授 2002年9月 早稲田大学教育総合研究所長 2004年1月 早稲田大学教務部副部長 2004年9月 早稲田大学教育・総合科学学術院長 兼 教育学部長 2004年11月 早稲田大学評議員 2007年11月 早稲田大学理事 2008年4月 早稲田大学大学院教職研究科長 2008年11月 早稲田大学常任理事 2009年4月 大阪繊維学園（現 早稲田大阪学園）理事・評議員 2010年11月 早稲田大学理事 2013年4月 早稲田実業学校校長 兼 高等部・中等部校長 2014年11月 早稲田大学参与（学長代理） 2014年9月 しごと能力研究学会会長（現任） 2024年11月 日本スマート物流学会会長（現任）</p>		一株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

経済学、経営学をベースに長年に渡り教育・研究分野で活躍されています。その豊富な経験・知見から、当社の今後の事業戦略の高度化に向け、その戦略の妥当性や具体的な事業展開における課題等に関し、多くの助言、意見等をいただけるものと期待しております。新たに候補者といたしました。

- (注) 1. 柏女靈峰氏、佐竹康峰氏、後藤田由紀氏、勝又英博氏、ロバート アンソニー クリソル サラザール氏及び藁谷友紀氏は、社外取締役候補者であります。なお、柏女靈峰氏、佐竹康峰氏、後藤田由紀氏及び勝又英博氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、ロバート アンソニー クリソル サラザール氏及び藁谷友紀氏が原案通り選任された場合、新たに独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
2. 柏女靈峰氏、佐竹康峰氏、後藤田由紀氏及び勝又英博氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって、柏女靈峰氏は5年、佐竹康峰氏は3年、後藤田由紀氏は2年、勝又英博氏は当社の監査等委員である社外取締役であった期間4年を通算し5年となります。
3. 当社は、柏女靈峰氏、佐竹康峰氏、後藤田由紀氏及び勝又英博氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を600万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。また、各氏の選任が承認可決された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、ロバート アンソニー クリソル サラザール氏、藁谷友紀氏の選任が承認された場合、当社は同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 柏女靈峰氏は、豊島区児童福祉審議会の委員長を兼務し、同審議会には同区内の保育所の認可に関する審査を行う部会があります。他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

事 業 報 告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2024年4月1日～2025年3月31日)におけるわが国経済は、雇用・所得の改善が進む中、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、地政学リスクの長期化、原材料や燃料価格を含む物価の高騰、為替相場の変動に加え、アメリカの今後の政策や中国経済への懸念など、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属する子育て支援事業を取り巻く環境は、加速する少子化への対策として、次元の異なる少子化対策の具体的な中身を示す「こども未来戦略」が政府から提示されております。

その具体的な内容は、75年ぶりの保育士の配置基準の改善による子どもを安心して預けられる体制整備として、今年度は、お預かりする4・5歳児の人数に対する保育士の配置基準の変更が実行されるとともに、更なる待遇改善による保育士の確保や就労要件を問わず全ての子育て家庭が保育所を利用できるようにする「こども誰でも通園制度」のテスト導入を開始するなど、様々な次元の異なる少子化対策が段階的に実行されております。

また、学童クラブにおいては待機児童が増加していることから育成環境の整備が課題であり、東京都では新たに「東京都認証学童クラブ制度」の創設に向けた対応を行うなど、子育てをしやすい環境整備が促進されることからも子育て支援事業の社会的な役割は、ますます重要性が増すものと考えられます。

このように、政府・自治体による少子化対策として子育て環境の整備や学童クラブにおける待機児童解消に向けた様々な施策が推進される一方で、少子化が加速する地域においては、児童数の獲得に向けた競争が激化しており、厳しい環境下においても持続的な成長と更なる収益拡大に向け、選ばれ続ける園・施設づくりを捉えた様々な施策、構造改革による効率化及び新規事業の開発・早期収益化が必要と考えております。

当社グループは、各種施策の進捗状況や外部環境等の変化を鑑み、重点目標として更なる競争優位性と経営基盤の改善・改革を図るべく、前期から継続して「成長・競争優位性の確立」「収益構造改革」「経営基盤改革」を掲げ取り組みを強化しております。

具体的には、社会環境の変化に対応すべく「成長・競争優位性の確立」としては、中長期的な成長に向けた新規事業の開発、既存事業及び新たな事業領域の拡大に向けた積極的なM&Aの推進、競争優位性を捉えた学習プログラムの拡充、課外の時間を活用した習い事事業の展開(英語・体操・音楽・ダンス教室など)、差別化戦略としてのネイティブ英語講師を配置した「バイリンガル保育園」「モンテッソーリ式保育園」の拡大、未来を担う子どもたちに将来の夢・希望を与える機会として職業体験イベントや地域の文化・伝統に触れ

る体験学習の開催など、当社独自の新たな体験型プログラムの導入並びに自治体との連携強化による子育て支援の拡充を図るべく協定を締結するなど、子育て環境の充実と育成に向けた対応を推進しております。加えて、乳児期・幼児期・学童期を一貫した子育て支援体制の確立に向けた保育園と学童クラブ・児童館と連携したドミナント戦略により、現在の学童クラブ・児童館を2倍の200施設に拡大すべく新規受託の積極推進など、各地域において「選ばれ続ける園・施設づくり」を強固に進めております。

また、新規事業としては、グローバル展開を視野に海外での子育て支援事業の立ち上げに向けた検討及び海外人材を活用した新たな事業展開を見据えた、現地の教育機関との連携など、積極的に推進しております。

「収益構造改革」については、事業構造を見直し、ムダな業務の是正、ＩＣＴ化による運営の効率化、人員配置の最適化、データ活用によるムダな運営・業務の是正による業務効率化を図り、間接コストの軽減に努めるとともに、業務プロセス改革やシステム導入による更なる業務改善を図っております。

「経営基盤改革」については、当社の事業の要は「人」であることから人財教育・研修体制を拡充するとともに、人財育成と従業員のエンゲージメントを向上させることで意識改革に繋げております。当社グループは、持続的な成長と競争優位性を支えるべく、人財戦略(研修の拡充、風土刷新)、グループガバナンスの強化、運営体制の確立による組織活性化に取り組んでおります。

さらに、株式会社ダスキンとの業務提携に関しては、協業検討委員会を設置し両社が保有する経営ノウハウの有効活用及び相互の協力により子育て支援事業の推進に向けた施策を行っております。

当社グループは、更なる成長戦略として新規事業の創出と早期収益化、既存事業の更なる拡大に向けM&Aを積極的に推進することで、当社グループの経営理念である「子育て支援を通じて笑顔溢れる社会づくりに貢献します」の実現とともに持続的な成長を図ってまいります。

新規施設の開設につきましては、2025年3月期連結累計期間において保育所2園（内1園は、東京都認証保育所から認可保育園へ移行）、認可保育園からこども園へ移行4園、学童クラブ・児童館17施設、交流館2施設となり、認可保育園・こども園への移行施設を除き計20施設を開設するとともに、特徴ある保育園として、認可保育園及び東京都認証保育所からバイリンガル保育園へ6園を移行し、認可保育園からモンテッソーリ式保育園へ5園を移行しております。

また、子育てに関連した渋谷区放課後クラブの「クラブ事業コーディネート」業務も新たに受託し、当社グループで実施しております英語・体操・音楽・ダンスのノウハウを活用し、様々な対応を行っております。

(保育園) (※ 1)

あっぴい麻布	(2024年4月1日)
アスク西国分寺保育園	(2024年4月1日)
(こども園) (※ 2)	
アスク小鶴新田こども園	(2024年4月1日)
アスク長町南こども園	(2024年4月1日)
アスク御殿浜こども園	(2024年4月1日)
アスクわにこども園	(2024年4月1日)
(学童クラブ・児童館)	
浮間小学校学童クラブ第一	(2024年4月1日)
浮間小学校学童クラブ第二	(2024年4月1日)
浮間小学校学童クラブ第三	(2024年4月1日)
浮間小学校学童クラブ第四	(2024年4月1日)
江東きっずクラブ枝川	(2024年4月1日)
根岸小学校放課後子供教室	(2024年4月1日)
根岸こどもクラブ	(2024年4月1日)
松葉小学校放課後子供教室	(2024年4月1日)
根津育成室	(2024年4月1日)
目白台第二育成室	(2024年4月1日)
一小学童保育所 A	(2024年4月1日)
一小学童保育所 B	(2024年4月1日)
北野小学童保育所 A	(2024年4月1日)
北野小学童保育所 B	(2024年4月1日)
北野小学童保育所分室	(2024年4月1日)
根津児童館	(2024年4月1日)
目白台第二児童館	(2024年4月1日)
(交流館)	
根津交流館	(2024年4月1日)
目白台交流館	(2024年4月1日)
(バイリンガル保育園)	
認可保育園及び東京都認証保育所を、ネイティブ英語講師を配置した「バイ リンガル保育園」に移行。	
アスク バイリンガル保育園 人形町駅前	(2024年4月1日)
アスク バイリンガル保育園 やくも	(2024年4月1日)
アスク バイリンガル保育園 高津	(2024年4月1日)
アスク バイリンガル保育園 上小田中	(2024年4月1日)
アスク バイリンガル保育園 向河原	(2024年4月1日)
アスク バイリンガル保育園 二番町	(2024年10月1日)

(モンテッソーリ式保育園)

認可保育園から「モンテッソーリ式保育園」に移行。

モンテッソーリ式 アスクとよたまー丁目保育園 (2024年4月1日)

モンテッソーリ式 アスク芝公園保育園 (2024年10月1日)

モンテッソーリ式 アスク新宿南町保育園 (2024年10月1日)

モンテッソーリ式 アスク神楽坂保育園 (2024年10月1日)

モンテッソーリ式 アスク芝浦4丁目保育園 (2024年10月1日)

(その他受託事業)

渋谷区放課後クラブ「クラブ事業コーディネート」 (2024年4月1日)

業務

※1：2024年4月1日付で、「アスク西国分寺保育園」を東京都認証保育所から認可保育園に移行しました。

※2：2024年4月1日付で、認可保育園である「アスク小鶴新田保育園」、「アスク長町南保育園」、「アスク御殿浜保育園」、「アスクわに保育園」を認定こども園に移行しました。

※3：2024年3月末日をもって、東京都認証保育所の「アスク バイリンクガル保育園 永福」を閉園しました。また、学童クラブの「プレディ豊海」、「大正小学校放課後子供教室」「わくわく柳田ひろば」「柳田みどりクラブ第一」「柳田みどりクラブ第二」は、契約期間満了により2024年3月末日をもって撤退しました。

その結果、2025年3月末における保育園の数は205園、こども園は4園、学童クラブは96施設、児童館は13施設、交流館は2施設となり、子育て施設等の施設合計は320施設となりました。

以上より、当社グループの連結売上高は41,147百万円（前年同期比8.7%増）、営業利益は5,809百万円（同26.7%増）、経常利益は5,858百万円（同29.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,920百万円（同33.9%増）となりました。

売上高におきましては、物価高騰等に関連した補助金の減収はあったものの、幼児学習プログラムの拡充など、「選ばれ続ける園・施設づくり」の取り組みにより、前期と比較して児童数の増加、新規施設の開設・受託及び次元の異なる少子化対策として実施された対人数の変更（4・5歳児の預かり児童数に対応した保育士の配置基準の見直し）による増収、保育士の待遇改善に伴う補助金の大幅な増額等により、前年同期比8.7%増収となりました。

営業利益並びに経常利益におきましては、物価高騰等による補助金の減収、待遇改善及び賞与の増額等、今後の人材確保、社会環境変化に対応した人件費の増加、子育て支援の環境整備を捉えた企業版ふるさと納税による支出、新たに導入した株主優待制度による費用増加等があつたものの「選ばれ続ける園・施設づくり」に向けた各種施策による児童数の増加、補助金の最大化に向けた対応及び次元の異なる少子化対策として実施された対人

数の変更(4・5歳児の預かり児童数に対応した保育士の配置基準の見直し)に関して、当社は保育の質的向上を捉え、既に保育士の配置人数を増員していたことから収益へのインパクトが大きく、営業利益は前年同期比26.7%増、経常利益は前年同期比29.5%増と大幅な増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましても、上記の通り、新規施設の開設・受託、児童数の増加及び対人数の変更、補助金の最大化に向けた各種対応による収益拡大並びに本社所在地域の再開発に伴う本社移転に関連した補償を特別利益に計上したこと等から前年同期比33.9%増と大幅な増益となりました。

持株会社として当社は子会社への経営指導及び管理を行い、主な収入は各子会社からの経営指導料及び配当であります、当期の事業活動の結果、売上高は3,969百万円(前年同期比3.7%増)、営業利益は2,269百万円(同5.3%減)、経常利益は2,411百万円(同1.4%減)、当期純利益は2,089百万円(同2.1%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は249百万円で、その主なものは次の通りであります。

セグメントの名称	設備の内容	投資金額(千円)
子育て支援事業	本社	43,941
	アスク新瀬戸保育園	12,450
	アスク西一之江保育園	11,137
	アスク長町南保育園	9,216
	アスク久宝寺駅前保育園	8,970
	アスク竹下保育園	5,502
	アスクうきま保育園	5,340
	アスクわかば保育園	4,198
	アスク関町北保育園	4,027
	足立区立五反野保育園	3,656

(3) 資金調達の状況

借入金

-千円

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

2024年12月1日付で、当社の連結子会社である株式会社ワンズウィルは、派遣事業の一部を株式会社ASIAN RISINGへ事業譲渡いたしました。

(5) 他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	第30期 2022年3月期	第31期 2023年3月期	第32期 2024年3月期	第33期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上高	34,373,668	35,507,855	37,856,480	41,147,032
営業利益	3,344,921	3,667,265	4,584,821	5,809,002
経常利益	3,358,596	3,745,210	4,523,503	5,858,004
親会社株主に帰属する当期純利益	2,279,594	2,698,489	2,929,157	3,920,895
1株当たり当期純利益	26.06円	31.18円	34.38円	45.91円
総資産	34,274,814	35,694,756	36,889,511	37,622,519
純資産	11,975,452	13,584,013	16,108,119	19,508,514
1株当たり純資産額	136.91円	159.53円	188.71円	228.06円

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 日 本 保 育 サ ー ビ ス	99,000千円	100%	子育て支援
株 式 会 社 ジ ェ イ キ ッ チ エ	10,000千円	100%	給食の請負
株式会社日本保育総合研究所	10,000千円	100%	物品販売、英語教室・体操教室及び音楽教室の請負、研修の請負、子育てプラットフォームの運営、研究、保育所等訪問支援事業
株式会社子育てサポートリアルティ	10,000千円	100%	不動産賃貸に関する仲介、斡旋事業
株 式 会 社 ワ ン ズ ウ ィ ル	3,000千円	100%	労働者派遣事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 対処すべき課題

- ① 安全・安心の確保の徹底

当社グループでは、お預かりしているお子様・保護者の皆様・取引先・従業員の安全確保を最優先に考えた対策を徹底するとともに「保育委員会」「安全管理委員会」による現場の様々な課題の対策、業務の見直しを図ることで、更なる安全・安心な運営体制づくりに取り組んでまいります。

- ② 子育て支援の質的向上

当社グループでは、各施設に対応する従来からの組織運営体制に加え、子育て支援の質的向上、安全管理体制の徹底強化を図るべく委員会制度を導入し、各子育て支援施設に従事する職員のケア、新人事制度の導入による働き方改革の推進、研修による教育体制の拡充などにより子育て支援の質的向上に努めております。

また、当社グループは全国で300施設を超える保育園・学童クラブ・児童館・交流館等を運営しており、乳児期・幼児期・学童期を通じ12年間にわたって支援できる当社ならではの強みを活かし、お子様の成長に合わせた様々な対応を図ってまいります。

- ③ 受入児童数の拡大

当社グループは、「選ばれ続ける園・施設づくり」を目指し、従来から実施している英語・体操・音楽・ダンスに加え、新たな幼児学習プログラムの導入、「バイリンガル保育園」「モンテッソーリ式保育園」「スポーツ保育園」など、特徴ある保育園を運営するとともに保育の質的向上と合わせ、様々な取り組みを進めております。新たに保育園を開設す

るのではなく、地域社会との共生や様々な取り組みによる特徴のある保育の拡充、質の高い保育士確保により既存施設の受入児童の拡大に努めています。

また、当社グループでは、自治体ごとの待機児童の状況や保育士の採用状況及び投資効率等を総合的に勘案し、新規施設と既存施設双方への保育士配置のバランスをとりながら受入児童の拡大とともに「選ばれ続ける園・施設づくり」を目指しております。

④ ドミナント戦略に基づく一貫した子育て支援の体制を確立

当社グループは、乳児期・幼児期・学童期を一貫した子育て支援体制の確立に向け、保育園と学童クラブ・児童館と連携したドミナント戦略により、現在の保育園と同等の学童クラブ・児童館の施設に拡大すべく新規施設の受託並びに今後実施される「東京都認証学童制度」に基づいた新規施設の開設を推進強化いたします。

また、東京都認証学童制度に基づく、新規施設の開設は学童クラブの待機児童解消に向けた重要な役割でもあります。

⑤ 保育士確保に向けた施策

子育て支援サービスには、保育士資格を有する人材の確保が不可欠であります。

当社グループでは、年間を通じて全国各地で採用活動を行うとともに、従業員の給与引き上げや人事評価制度の見直しを実施してきました。また、保育士養成講座による資格取得支援も行っており、より働きやすい制度と仕組みづくりに取り組んでおります。

⑥ 業務の効率化及び情報の管理

業務の効率化と収益性の向上として、保育士の業務負担の軽減を図り、より運営に専念できる体制づくりとしてＩＣＴ化を推進するとともに、経営管理・収益管理の体制強化と高度化を図るべく組織体制の見直し、人員配置の最適化、業務の見直しなどにより業務効率と収益改善に取り組んでおります。

また、システム導入に際しては、情報漏洩等に対するセキュリティの強化を図るとともに、管理体制の整備も同時に進めております。

⑦ 人財への投資

当社グループは、保育の質的向上と安全確保のため、情熱と適性を有する人財を採用し、その人財が持つポテンシャルを最大限に引き出すための教育を継続的に実施していくことが不可欠であると考えております。そのため、社内で行う研修においては、保育・育成に関する様々な知見を取り込むとともに、有識者による研修、社外の勉強会、階層別研修などを積極的に導入・活用し、人財のレベルアップを図っております。

また、それぞれの従業員には、公正かつ継続的に教育機会を提供し、一人ひとりが強みを認識し持ち味を存分に高め発揮できる育成施策を講じます。

さらには、公正な採用選考・平等な登用制度・ジョブ型処遇制度を掲げ、ジェンダー・国際性・職歴・年齢の面を含む多様な人財の育成・確保に努めてまいります。

⑧ 新規事業の取り組みによる収益基盤拡大

当社グループが運営する施設の多くは公費で運営されており、事業が安定的に推移する一方で、政策や制度変更の影響を受けやすく、政策転換による事業への影響が懸念されます。

このような環境を踏まえ、当社グループでは子育て支援事業に関する周辺事業を中心に、新規事業の開発・推進により、収益基盤の拡大に取り組んでおります。

新規事業として、国内の労働力不足の解消に向け、技能・技術を有する有能な外国人の派遣及び特定技能外国人の支援事業とともに更なる事業規模拡大に向け外国人就労者の紹介事業を送り出し機関並びに現地の教育機関と連携し強固に推進してまいります。

また、当社グループの子育て支援事業のノウハウを活用し、保育士・看護師・介護士の専門人材を国内の企業へ紹介・派遣する新たな事業を推進いたします。

さらに、国内の事業に留まることなく、グローバルに事業展開を推進してまいります。

東南アジアを中心に子育て支援事業を現地の優良企業及び教育機関と連携し推進してまいります。

当社グループでは、発達支援事業の対応強化、保育所等訪問支援事業など、発達が気になるお子様の支援を行ってまいりました。これまでの子育て支援のノウハウと高い専門性に基づく発達支援の対応を活かし、発達障害の可能性があるお子様へのサポートを拡充すべく、巡回サービスを行うことで、より多くのお子様と保護者に寄り添った子育て支援を行ってまいります。

当社グループは、事業規模の拡大として資本提携・業務提携に関しても積極的に推進するとともに、国内での展開に留まることなく、これまで培ってきたノウハウをグローバルに展開してまいります。

⑨ グローバル対応の強化

当社グループは、持続的な成長と更なる事業規模の拡大を捉え、これまで培ってきた子育て支援のノウハウを活用し、海外の事業者との提携・連携による新たな事業を創出いたします。具体的には東南アジアを中心に現地の優良企業と連携した子育て支援施設や教育機関と連携した専門知識をもつ外国人による新たな教育事業を推進してまいります。

⑩ コンプライアンスへの取り組み

児童福祉法をはじめとする各種関連法令の遵守を厳格に実行するとともに、お客様の個人情報についても法律に則った取り扱いを徹底しております。コンプライアンスへの取り組みとして、内部監査室、財務経理部、人事・採用部等、それぞれの分野において高い専

門性と豊富な経験を有する人財の採用を行うとともに、社内規程の整備・拡充、社員教育の徹底によるコンプライアンスへの意識を高め、徹底してまいります。

⑪ 社会貢献

企業の持続的な成長のため、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、あらゆるステークホルダーとの適切な協働により、サステナビリティの課題に取り組んでまいります。

また、子育て支援プラットフォーム「コドメル」では、当社グループの各施設等に寄付BOXを設置し、お子さまの成長過程の中で必要でなくなった子育て関連商品を寄付いただき、リユースし子育て世代の方に提供することで資源を有効活用し、環境負荷の低減や処理費用の削減をはじめとした地球環境の保全に配慮した取り組みを行っております。

さらに企業・自治体と連携し、子どもたちに様々な体験プログラムを提供することで、将来の夢やなりたい姿を想像できる機会を創出いたします。

当社グループは、経営理念である「子育て支援を通じて笑顔溢れる社会づくりに貢献します」の考えに基づき、環境に配慮したよりよい社会づくりに貢献してまいります。

⑫ 企業価値向上への取り組み

当社グループは、待機児童問題、児童虐待など社会的な問題解決に向け、各施設での様々な子育て支援活動や地域と連携した対応などにより子育ての環境整備に取り組んでまいります。また、安全・安心を第一優先に質の高い子育て支援を実現することで更なる保育の質的向上に繋げてまいります。

当社グループは、「選ばれ続ける園・施設づくり」を目指して、こうした各施設の子育て支援活動に加え、地域との共生を図り、よりよい社会環境づくりに貢献してまいります。

⑬ 設備資金確保のための資金調達と財務基盤の安定性の確保

継続的に保育園を開園するためには、設備費用等の資金を安定的に確保することが重要となります。

当社グループでは財務の健全性を追求しつつも、必要資金を安定的に調達していくため、金融機関からの借入れに限定せず、社債の発行や株式の発行も含めて財務政策を検討しております。

(11) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループの主要な事業は子育て支援事業であり、保育園、学童クラブ、児童館、交流館の運営を行っております。また、新たな事業展開として不動産仲介業、不動産賃貸業、不動産管理業、不動産コンサルティング業など、子育て支援事業に関する様々な不動産事業及び国内外の専門知識をもつ人材を紹介・派遣する人材紹介・派遣事業を行っております。

なお、現在展開しております保育園は、指定管理者制度による公設民営保育園、自社運営による運営委託保育園、東京都認証保育所制度や企業主導型保育事業等による認可外保育園の3形態で運営いたしております。学童クラブ、児童館、交流館、渋谷区放課後クラブ「クラブ事業コーディネート」業務は主に自治体からの運営委託によるものであります。

(12) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

本 東 京 本 部	社	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目38番2号 東京都港区港南一丁目2番70号
保 育 園	205園
こ ど も 園	4園
学 童 ク ラ ブ	96施設
児 童 館	13施設
交 流 館	2施設
そ の 他	渋谷区放課後クラブ「クラブ事業コーディネート」業務

(注) 1. 当期中の増設

[保育園]

あっぴい麻布(2024年4月)

[学童クラブ]

浮間小学校学童クラブ第一(2024年4月)、浮間小学校学童クラブ第二(2024年4月)、浮間小学校学童クラブ第三(2024年4月)、浮間小学校学童クラブ第四(2024年4月)、江東きっずクラブ枝川(2024年4月)、根岸小学校放課後子供教室(2024年4月)、根岸こどもクラブ(2024年4月)、松葉小学校放課後子供教室(2024年4月)、根津育成室(2024年4月)、目白台第二育成室(2024年4月)、一小学童保育所 A(2024年4月)、一小学童保育所 B(2024年4月)、北野小学童保育所 A(2024年4月)、北野小学童保育所 B(2024年4月)、北野小学童保育所分室(2024年4月)

[児童館]

根津児童館(2024年4月)、目白台第二児童館(2024年4月)

[交流館]

根津交流館(2024年4月)、目白台交流館(2024年4月)

2. 当期中の撤退
該当ありません。

3. 当期末での撤退
該当ありません。

4. 当期末後の増設

[学童クラブ]

一小学童保育所C (2025年4月1日)、三鷹市一小スマイルクラブ (2025年4月1日)、調布市立たきざか第1学童クラブ (2025年4月1日)、調布市立たきざか第2学童クラブ (2025年4月1日)、松原第2児童クラブB (2025年4月1日)、台東育英小学校放課後子供教室 (2025年4月1日)、さくら第一学童クラブ (2025年4月1日)、じゅんとく学童クラブ (2025年4月1日)、夢が丘小学童クラブ (2025年4月1日)、長谷戸小学校放課後クラブ (2025年4月1日)、猿楽小学校放課後クラブ (2025年4月1日)、練馬区橋戸小ねりっこひろば (2025年4月1日)、練馬区橋戸小ねりっこ学童クラブ (2025年4月1日)、寺前小学生クラブ (2025年4月1日)、第一小学校小学生クラブ (2025年4月1日)、小金井市立まえはら第1学童保育所 (2025年4月1日)、小金井市立まえはら第2学童保育所 (2025年4月1日)、小金井市立まえはら暫定第3学童保育所 (2025年4月1日) 豊明市西部児童クラブ (2025年4月1日)、豊明市館小学校放課後子供教室 (2025年4月1日)、豊明市南部児童クラブ (2025年4月1日)、豊明市豊明小学校放課後子供教室 (2025年4月1日)

[児童館]

豊明市ひまわり児童館 (2025年4月1日)、豊明市西部児童館 (2025年4月1日)、豊明市南部児童館 (2025年4月1日)

(13) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,157 (2,773) 名	134 (234) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数につきましては年間の平均人員を()外数で記載しております。なお、臨時雇用者はパートタイマー、アルバイトに加え、本年より受入れ派遣スタッフを含んで記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
83 (19) 名	△2 (6) 名	40.2歳	5.4年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数につきましては年間の平均人員を()外数で記載しております。なお、臨時雇用者はパートタイマー、アルバイトに加え、本年より受入れ派遣スタッフを含んで記載しております。

(14) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,518,070千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,275,036千円
株式会社横浜銀行	947,716千円
株式会社りそな銀行	827,570千円
株式会社東邦銀行	645,000千円
株式会社愛知銀行	460,300千円
信金中央金庫	460,000千円
株式会社百五銀行	379,153千円
株式会社みずほ銀行	372,825千円
三井住友信託銀行株式会社	300,000千円
株式会社名古屋銀行	298,333千円
株式会社滋賀銀行	260,699千円
株式会社京都銀行	185,009千円
株式会社東京スター銀行	151,400千円
株式会社静岡銀行	150,000千円
株式会社千葉銀行	148,832千円
日本生命保険相互会社	140,000千円
株式会社あおぞら銀行	90,000千円
株式会社きらぼし銀行	83,350千円
株式会社中京銀行	30,000千円
株式会社大垣共立銀行	28,500千円

(注) 1. 株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社中京銀行、株式会社大垣共立銀行の借入金残高には、株式会社三井住友銀行を主幹事とする金融機関5行によるシングルローンの残高450,000千円が含まれております。

2. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と貸出コミットメント契約をしております。

当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は以下の通りであります。

貸出コミットメントの総額 6,000,000千円

借入実行残高 - 千円

差引額 6,000,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 295,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 85,540,918株 (自己株式数2,308,482株を除く)
- (3) 株主数 32,574名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ダ ス キ ン	26,989,100株	31.55%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,981,700株	6.99%
ジ エ イ ・ ピ ー 従 業 員 持 株 会	5,655,504株	6.61%
ほ が ら か 信 託 株 式 会 社 信 託 口 A - 1	3,219,100株	3.76%
王 厚 龍	2,320,000株	2.71%
株 式 会 社 日 本 カ 斯 ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,688,500株	1.97%
山 口 洋	1,496,900株	1.74%
フ レ シ ア ア ド バ イ ザ ー ズ 株 式 会 社	964,500株	1.12%
未 来 フ ィ イ ネ テ ッ ク 株 式 会 社	896,000株	1.04%
守 屋 ハ 潮 建 設 株 式 会 社	874,700株	1.02%

(注) 当社は、自己株式2,308,482株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

当社は、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数(株)	交付対象者数(人)
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	40,810	3
社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は2025年1月27日開催の取締役会において、当社株式の保有を通じて資産形成を成し、勤労意欲を向上させることに加えて、より一層の従業員の経営参画意識の高揚を図るとともに、当社の中長期的な株主価値に対するモチベーション向上を目的として、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議し、同3月26日に自己株式を以下の通り処分しております。

処分期日	2025年3月26日
処分株式の種類及び株式数	当社普通株式142,777株
処分価額	1株につき金645円
処分総額	金92,091,165円
処分方法	第三者割当の方法による
処分先	ジェイ・ピー従業員持株会

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	坂 井 徹	事業開発室長 (株)日本保育サービス代表取締役社長 (株)ジェイキッキン代表取締役社長 (株)日本保育総合研究所代表取締役社長 (株)子育てサポートリアルティ取締役 (株)ワング'ス'ウイル取締役 早稲田大学幼稚教育開発研究所招聘研究員 一般社団法人全国保育連盟理事長 札幌静修高等学校理事
取 締 役	吉 岡 直 美	関連事業部長 (株)日本保育サービス取締役 兼 運営企画部長 兼 神奈川・東日本・西日本ブロック保育部長 (株)ジェイキッキン取締役 兼 運営部長
取 締 役	關 昭 太 郎	早稲田大学社会安全政策研究所客員研究員 一般社団法人遊技産業健全化推進機構理事 一般財団法人日本ウズベキスタン・シルクロード財団評議員 特定非営利活動法人ムジカ・フレスカ会長 兼 理事長 東京ニューシティ管弦楽団理事 学校法人環境造形学園ICSカレッジオブアーツ理事最高顧問 早稲田大学総合研究機構幼稚教育開発研究所
取 締 役	佐 原 忠 一	—
取 締 役	柏 女 霊 峰	浦安市専門委員(子育て支援担当) 社会福祉法人興望館理事 江戸川総合人生大学介護・健康学科長 豊島区児童福祉審議会委員長 淑徳大学総合福祉学部・同大学院特任教授
取 締 役	佐 竹 康 峰	—
取 締 役	後 藤 田 由 紀	—
取 締 役	勝 又 英 博	(株)食材研究所所長 特定非営利活動法人日本香港協会監事

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 (常勤監査等委員)	関 博 文	(株)日本保育サービス監査役 (株)ジェイキッキン監査役 (株)日本保育総合研究所監査役 (株)子育てサポートリアルティ監査役 (株)ワンズワイル監査役 (有)創発ファシリティマネジメント代表取締役 (株)LIU取締役会長 (有)創発コーポレーション代表取締役 (株)東拓企画取締役会長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	伊 丹 俊 彦	弁護士(長島・大野・常松法律事務所顧問) 戸田建設(株)社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鶴 谷 明 奕	日の出ホールディングス(株)社外取締役 公益財団法人アジア共生教育財団副理事長 一般社団法人メディカルチェック推進機構専務理事 暴力団被害救済基金評議員 公益財団法人公益事業支援協会副理事長 日新火災海上保険(株)顧問
取 締 役 (監 査 等 委 員)	矢 板 賢	公認会計士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 村 輝 治	(株)ダスキン執行役員会長

- (注) 1. 關昭太郎氏、佐原忠一氏、柏女靈峰氏、佐竹康峰氏、後藤田由紀氏、勝又英博氏、伊丹俊彦氏、鶴谷明憲氏、矢板賢氏、山村輝治氏は社外取締役であります。
2. 關昭太郎氏、佐原忠一氏、柏女靈峰氏、佐竹康峰氏、後藤田由紀氏、勝又英博氏、伊丹俊彦氏、鶴谷明憲氏、矢板賢氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、関博文氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 常勤監査等委員関博文氏は、長年にわたる企業経営者としての経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員矢板賢氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 堤亮二氏は、2024年6月25日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社 における地位	氏名	退任時の担当及び 重要な兼職の状況	退任日
取 締 役	堤 亮 二	一	2024年6月25日

(注) 堤亮二氏は、2024年6月25日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と關昭太郎氏、佐原忠一氏、柏女靈峰氏、佐竹康峰氏、後藤田由紀氏、勝又英博氏、関博文氏、伊丹俊彦氏、鶴谷明憲氏、矢板賢氏及び山村輝治氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。会社法第423条第1項の責任については、600万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議により、2022年6月28日付で取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を見直しました。当社の取締役の報酬の概要は次の通りです。

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）及び各事業年度を業績評価期間として当該業績評価期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の当社普通株式（以下、「業績連動型譲渡制限付株式」といいます。）により構成し、監査等委員である取締役及び社外取締役についてはその職務に鑑み基本報酬のみとします。

(固定報酬)

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、期待される行為、業務執行の有無、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、株主総会決議により定められた限度内で、総合的に勘案して決定するものとします。社外取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の基本報酬は、期待される行為、会社の業績、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の報酬水準を考慮しながら、株主総会決議により定められた限度内で、総合的に勘案して決定します。監査等委員である取締役の報酬等は、総会決議により定められた限度内で、監査等委員の協議にて決定します。

(業績連動報酬等の概要)

業績連動報酬等として、対象取締役に対し業績連動型譲渡制限付株式を交付します。業績連動型譲渡制限付株式は、これを交付するための金銭報酬債権を対象取締役に対し支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより割り当てます。各年の金銭報酬債権及び割り当て株式数は、株主総会決議により定められた限度内とし、金銭報酬債権は、対象取締役が上記の現物出資に同意していること並びに対象取締役（ただし、業績評価期間後最初に開催される定時株主総会終結時点をもって任期満了により取締役を退任した者を除きます。）が一定の譲渡制限期間及び会社による無償取得事由等を定める業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

各事業年度を業績評価期間とし、目標となる業績指標とその数値を、当社グループの成長性、収益力及び株式の価値を示すとともに中期経営計画と整合するよう設定し、各年の交付する業績連動型譲渡制限付株式数の算定方法は、個人別基本報酬額に当該数値目標の達成度合いに応じた支給割合を乗じ、これを1株当たりの払込金額で除することにより算定します。なお、この1株当たりの払込金額は対象取締役に特に有利な金額とならない金額とします。

当事業年度の業績指標とその数値目標は、当社グループの成長性、収益力及び株式の価値を示すとともに中期経営計画と整合するように設定するとの観点から、売上高38,528百万円、営業利益4,751百万円及び税金等調整前当期純利益4,778百万円とし、交付する業績連動型譲渡制限付株式数の算定に使用する支給割合は、各数値目標の達成率に応じて、次の通りとしました。

達成率100%以上105%未満	支給割合10%
達成率105%以上110%未満	支給割合12%
達成率110%以上115%未満	支給割合14%
達成率115%以上120%未満	支給割合17%
達成率120%以上	支給割合20%

第32期の業績連動報酬に係る指標と実績は、売上高の目標は36,390百万円、実績は37,856百万円、営業利益の目標は3,820百万円、実績は4,584百万円、税金等調整前当期純利益の目標は3,842百万円、実績は4,505百万円です。

(非金銭報酬等の概要)

当社は非金銭報酬等として、上記の業績連動型譲渡制限付株式のほか、譲渡制限付株式を交付します。譲渡制限付株式は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより割り当てます。各年の金銭報酬債権及び割り当て株式数は、株主総会決議により定められた限度内とし、金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること並びに一定の譲渡制限期間及び会社による無償取得事由等を定める譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

各年の各対象取締役の金銭報酬債権の金額は、各対象取締役の貢献度等を総合的に勘案して取締役会において決定した譲渡制限付株式数に1株当たりの払込金額を乗じて算出した金額とします。なお、この1株当たりの払込金額は対象取締役に特に有利な金額となるない金額とします。

(報酬の種類別の割合)

取締役の種類別の報酬割合については、当社と関連する業種・業態の他社の報酬水準や当社の発展を担う優秀な経営人材を確保・維持することなどの観点から社外取締役を過半数として構成する任意の機関である報酬委員会において検討し、取締役会が報酬委員会の意見を尊重して決定します。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の固定報酬額は、2020年6月25日開催の定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は4名）です。

当社の監査等委員である取締役の固定報酬額は、2020年6月25日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の業績連動型譲渡制限付株式報酬を交付するために支給する金銭報酬債権の総額及び譲渡制限付株式報酬を交付するために支給する金銭報酬債権の総額の限度額は、2022年6月28日開催の定時株主総会において、それぞれ年額30.5百万円以内及び年額5.5百万円以内と決議されています。また、対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数及び譲渡制限付株式の総数は、同株主総会において、同各対象期間につきそれぞれ144,550株以内及び26,100株以内と決議されています（なお、当社普通株式の株式分割等により割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数及び譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には当

該総数を合理的に調整することができます)。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の員数は9名（うち社外取締役は7名）です。

- ③ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬額等（非金銭報酬等を含みます。）は、常勤取締役会において原案を作成し、報酬委員会において原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会において報酬委員会の意見の内容を尊重して決定します。したがって、取締役会は、当該報酬の内容が当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会決議により定められる固定報酬総額の限度内で、会社の業績等を勘案し、監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	支給人員	報酬等の種類別の総額		報酬等の総額
		固定報酬	非金銭報酬等	
		月例報酬	譲渡制限付株式	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	9名 (6名)	66,694千円 (30,640千円)	25,174千円 (一千円)	91,869千円 (30,640千円)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	6名 (5名)	31,200千円 (19,200千円)	一千円 (一千円)	31,200千円 (19,200千円)
合計	15名	97,894千円	25,174千円	123,069千円

(注) 上記の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。なお、業績連動型譲渡制限付株式報酬21,695千円を含めております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

柏女靈峰氏は、豊島区児童福祉審議会の委員長を兼務し、同審議会には同区内の保育所の認可に関する審査を行う部会があります。

山村輝治氏の兼職先である株式会社ダスキンは、当社の主要株主であり業務提携契約を締結しております。

その他の社外役員の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	關 昭太郎	当事業年度に開催された取締役会18回のうち8回に出席し、教育及びガバナンスに関する深い見識に基づき有用な意見や提言を行う等、当社の社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
取締役	佐原忠一	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、IR分野に関する深い見識に基づき有用な意見や提言を行う等、当社の社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
取締役	柏女靈峰	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、児童福祉及び教育に関する深い見識に基づき有用な意見や提言を行う等、当社の社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
取締役	佐竹康峰	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回出席し、金融分野や事業推進に関する深い見識に基づき有用な意見や提言を行う等、当社の社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
取締役	後藤田由紀	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、幼稚園教諭・保育士資格保有者としての見識及びボランティア活動での豊富な経験から有用な意見や提言を行う等、当社の社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
取締役	勝又英博	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席、また2024年6月の就任前に開催された監査等委員会4回全てに出席し、金融分野や企業経営に関する深い見識に基づき有用な意見や提言を行う等、当社の社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。

区分	氏名	活動状況
取締役 (監査等委員)	伊丹俊彦	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回出席、また監査等委員会17回のうち15回出席し、検事及び弁護士としての豊富な知識と経験から、適宜意見や助言を行っております。 また、監査等委員会では、客観的な観点から監査体制の強化を推進しております。
取締役 (監査等委員)	鶴谷明憲	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回出席、また監査等委員会17回のうち16回出席し、企業の危機管理及びコンプライアンスに関する豊富な知識と経験から適宜意見や助言を行っております。 また、監査等委員会では、客観的な観点から監査体制の強化を推進しております。
取締役 (監査等委員)	矢板賢	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席、また監査等委員会17回全てに出席し、会計及び税務分野に関する豊富な知識と経験から、適宜意見や助言を行っております。 また、監査等委員会では、客観的な観点から監査体制の強化を推進しております。
取締役 (監査等委員)	山村輝治	2024年6月の就任後に開催された取締役会14回全てに出席、また監査等委員会13回全てに出席し、企業経営に関する高い知見から適宜意見や助言を行っております。 また、監査等委員会では、客観的な観点から監査体制の強化を推進しております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
2. 關昭太郎氏は、取締役会への出席が8回に留まりましたが、当社では、取締役会に出席できない社外取締役に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる環境を整えています。また、教育及びガバナンスに関する深い見識に基づき、取締役会以外の場においても、当社の経営に関して、適宜指摘や助言を行っています。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役(監査等委員を除く)、監査等委員である取締役及び当社子会社の役員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。

保険料は特約部分を含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各種規程を整備するとともに、法令及び定款を遵守したコンプライアンス体制の強化を図り、代表取締役社長以下全取締役をけん制するために、弁護士を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、原則、毎月1回開催しております。

当社ではコンプライアンスを単に法令遵守として捉えるのではなく、企業倫理の考えを含めたものとして捉え、行動準則を制定し周知するとともにコンプライアンス教育・研修を継続的に行い、より高次元での経営体制を構築します。

また、取締役及び使用人が社内において、法令及び定款違反行為を発見したときや疑義ある行為が行われようとしていることに気づいたときは、匿名でも当社顧問弁護士を通じて会社に通報することができるなど未然に防止する体制として社内通報制度を構築し、運用します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役はその職務に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報をおもに社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存、管理を行います。

ア. 株主総会議事録

イ. 取締役会議事録

ウ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連事項

エ. 取締役が決裁者となる決裁書類

オ. その他の取締役の職務の執行に関する重要な文書

カ. 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密及び顧客等の個人情報

キ. 監査等委員会議事録

ク. 上記各号に付帯関連する資料

代表取締役社長は上記の情報の保存及び管理を監督する責任者となっています。総務部長は代表取締役社長を補佐し、上記に定める文書その他の重要な情報の保存及び管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全に関する問題、天災に関する問題、コンプライアンスに関する問題、情報セキュリティに関する問題、その他当社における様々なリスクを組織横断的に、また各組織ごとに想定し、あらゆるリスクに対処すべくリスク管理体制を構築します。

また、新たに発生するリスクについては代表取締役社長の指揮のもと、速やかに対応できる体制を構築し対処します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長以下取締役全員が出席する取締役会を原則として毎月1回開催し、上程された議案を審議、決議するとともに、取締役の業務執行状況の監督及び、経営に関する方針や重要事項についての意思決定を行います。

また、常勤取締役会において、取締役会の専決事項とされているものを除き、取締役会の決定した方針に基づき重要な事項を審議・決裁することにより、会社経営の迅速な意思決定及び効率的な遂行を図っております。常勤取締役会は、原則毎月1回開催しております。

取締役会及び常勤取締役会で決定した重要事項について、各部門長から具体的な業務執行の指示を出し、業務を展開します。

また、業務分掌、決裁権限基準などの規程を定め、重要性に応じた意思決定を行います。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社はグループ共通の「経営理念」に基づき、グループの役職員全員が一体となって適正な業務運営に努めるよう、以下の体制をとります。

ア. 子会社に対しては、当社常勤監査等委員が監査役に就任するなど、各子会社の業務執行状況を監査し、業務の適正を確保する体制を構築します。

イ. 当社の取締役会で、子会社の経営状況についての報告及び重要事項についての事前協議を行い、子会社の自主性を尊重しつつ適正に経営されているかを確認します。

ウ. 内部監査室が、当社の子会社管理の状況や子会社の業務に関する監査を実施します。

⑥ 監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制

当社は、監査等委員のうち1名が常勤監査等委員であることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いていませんが、必要に応じて取締役（監査等委員を除く。）と監査等委員会が協議し、その職務を補助する使用人を置きます。

⑦ 前号の使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性、指示の実効性を確保するため、当該使用人に対する人事異動及び考課は監査等委員会の事前の同意を得ます。

⑧ 取締役（監査等委員を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は、取締役会など重要な意思決定を行う会議に出席し、取締役（監査等委員を除く。）及び使用人から重要な決定に関する報告を受けます。

また、法令に違反すること、業務の執行に重大な影響をおよぼすもの及び当社に損失を与える事態の発生など、異常が発生したときには即座に監査等委員会に報告する体制を構築します。

なお、これらの報告に関しては、各種規程により報告者の個人情報の保護と報告したこ

とによる不利益が生じないよう適正な措置をとります。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が、取締役や使用人から常に報告を受け、業務の執行状況を把握できるような体制を整えます。

また、会計監査人と連携をとり、定期的に各地の施設に出向き、不正や法令違反がないかの調査を行います。

監査等委員会は、必要に応じて会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担します。

⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに基づき、財務報告の信頼性と適正性を確保するために、全社統制、業務プロセスの統制を強化する内部統制システムを構築・運用・評価し、不備があれば是正する体制を構築します。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下の通りであります。

当社は、コンプライアンス委員会を12回開催し、法令・定款・社内規程等の遵守状況を審議したうえで、当社グループにおけるコンプライアンスの更なる強化のために運営方法の見直しを行いました。また、全従業員を対象とするコンプライアンス研修及び従業員の階層別のコンプライアンス研修を年間各1回実施し、コンプライアンス意識の向上に努めました。その他当社及び子会社を対象にコンプライアンスに関する相談や内部通報を受け付ける「内部通報窓口」を設置しております。加えて、各社ごとにハラスメントについて専門に受け付ける「ハラスメント相談窓口」の体制を整備し、より相談しやすい仕組みとしております。

なお、これらの対応を周知することによりコンプライアンスの実効性向上を図っております。

当社の取締役会は、社外取締役10名を含む取締役13名で構成されており、うち社外監査等委員4名を含む監査等委員5名も原則出席したうえで18回開催し、取締役の職務執行を監督いたしました（取締役及び監査等委員の員数は、2025年3月31日現在のものであります）。また、取締役の職務の執行に係る情報（議事録等）は、セキュリティが確保された場所で安全かつ適切に保管しました。

情報セキュリティについては、システム管理等に関する規程に基づき、適切な運用を行っております。また、全社で利用するグループウェアについては、機能拡張の見直しを通じて利便性を高めると共に、セキュリティの確保にも努めております。データセンターのサーバー機器に関しては、セキュリティ対策の信頼性・安全性・可用性を一層向上させる

観点から、順次SaaSへの移行を推進しております。さらに、ネットワーク機器やデバイス機器等についても、コストと運用のバランスを踏まえつつ、セキュリティ強化のために順次入れ替えを進めております。このように継続的にセキュリティリスクを整理して対応を検討し、情報管理の強化を図っております。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、また、当社常勤監査等委員が子会社の監査役に就任するなど、その業務執行状況を監査し子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査室は、年度内部監査計画に基づき、「コンプライアンス体制」「施設の安全対策の適正性」「リスク管理・危機管理体制」及び「今年度新規に子会社となった会社の組織・運営体制」をテーマとし、当社及び子会社を対象に監査を実施しました。内部監査室は、監査結果を速やかに取締役会に報告し、監査対象部門に対して、改善点の指摘・助言を行い、諸業務の質の向上や効率化の推進に努めています。

当事業年度において、監査等委員会を17回開催しております。

監査等委員会は、年度監査計画に基づき、業務監査として内部監査室を通して子会社を含めた各部門の業務監査及び各施設の監査を実施いたしました。常勤監査等委員がコンプライアンス委員会に出席し、その審議状況を監視し、必要に応じて、コンプライアンス強化のための運営方法の見直しに参画いたしました。また、会計監査人と原則として四半期ごとに定期的にミーティングを行い、会計上の問題や課題に関する情報収集と会計監査人の監査状況の精査を行いました。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 基本的な考え方

反社会的勢力との関係を一切持たず、有事の際は積極的に外部専門機関に相談し、総務部を中心とした組織で毅然とした態度で排除することを基本方針としております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

ア. 対応統括部署は総務部としています。

イ. 警察の担当者と平時から意思疎通を行い、企業防衛協議会等の外部専門機関と連携をとり、情報収集に努め、反社会的勢力に関する情報を管理・蓄積しています。

ウ. 警察及び外部専門機関や民間企業の情報を活用し、取引先の審査や株主の属性判断を行っています。

エ. 取引先等との契約書に反社会的勢力を排除する条項を導入しています。

オ. 不当要求等の有事の際には、担当部署は速やかに総務部に報告し、総務部より弁護士や警察及び外部専門機関と連携をとり、組織全体として対応に当たっています。

カ. 各部門における各種研修時に反社会的勢力に関する情報伝達や研修を行っています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、一般にも高値での売抜け等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、そういう買収者から当社の基本理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

また、株式の大量取得を目的とする買付（または買収提案）に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

現在のところ、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組み（いわゆる「買収防衛策」）をあらかじめ定めるものではありませんが、当社としては、株主から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家を交えて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当該買収提案（または買付行為）が当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに連結配当性向30%を目指とした連結業績連動型配当の継続実施を基本方針としつつも安定的な配当水準を可能な限り維持しております。当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

また、内部留保資金につきましては、子育て支援事業を積極的に展開するために有効活用してまいりたいと考えております。

(注) 本事業報告に記載の金額は表示単位未満を切り捨てて表示し、比率については、2 (4) は表示単位未満を切り捨てて表示し、それ以外は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	26,862,421	流動負債	11,175,916
現金及び預金	20,743,470	買掛金	197,866
売掛金	114,950	1年内返済予定の長期借入金	3,460,864
棚卸資産	45,627	未払金	3,069,000
未収入金	5,204,206	未払法人税等	1,319,207
その他の	754,410	未払消費税等	75,418
貸倒引当金	△244	賞与引当金	938,381
固定資産	10,760,097	その他の	2,115,178
有形固定資産	4,208,293	固定負債	6,938,088
建物及び構築物	3,618,240	長期借入金	5,300,153
車両運搬具	0	繰延税金負債	2,688
工具器具備品	460,523	退職給付に係る負債	1,031,437
土地	129,529	資産除去債務	603,809
無形固定資産	67,447	負債合計	18,114,004
のれん	45,578	純資産の部	
その他の	21,868	株主資本	19,554,338
投資その他の資産	6,484,356	資本金	1,603,955
投資有価証券	546,995	資本剰余金	1,542,826
長期貸付金	2,364,840	利益剰余金	17,078,574
差入保証金	1,804,979	自己株式	△671,017
繰延税金資産	1,425,923	その他の包括利益累計額	△45,823
その他の	345,306	その他有価証券評価差額金	△73,726
貸倒引当金	△3,689	繰延ヘッジ損益	2,129
		退職給付に係る調整累計額	25,772
資産合計	37,622,519	純資産合計	19,508,514
		負債及び純資産合計	37,622,519

連 結 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額
売 上 高					41,147,032
売 上 原 価					32,460,675
売 上 総 利 益					8,686,356
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					2,877,354
営 業 利 益					5,809,002
営 業 外 収 益					112,358
受 取 利 息					83,143
そ の 他					29,215
営 業 外 費 用					63,357
支 払 利 息					51,755
支 払 手 数 料					9,449
そ の 他					2,153
経 常 利 益					5,858,004
特 別 利 益					217,220
本 社 移 転 補 償 金					201,630
事 業 譲 渡 益					15,590
特 別 損 失					5,873
固 定 資 産 売 却 損					300
固 定 資 産 除 却 損					5,235
園 減 損 損 失					336
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益					6,069,351
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税					2,105,565
法 人 税 等 調 整 額					42,890
当 期 純 利 益					3,920,895
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					3,920,895

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,603,955	1,482,693	13,840,537	△724,381	16,202,804
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△682,858		△682,858
親会社株主に帰属する当期純利益			3,920,895		3,920,895
自 己 株 式 の 处 分		50,589		41,501	92,091
譲渡制限付株式報酬		9,544		11,862	21,406
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 变 動 額 合 計	—	60,133	3,238,036	53,364	3,351,534
当 期 末 残 高	1,603,955	1,542,826	17,078,574	△671,017	19,554,338

	その他の包括利益累計額				純 資 産 合 計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	△94,396	1,638	△1,926	△94,684	16,108,119
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当					△682,858
親会社株主に帰属する当期純利益					3,920,895
自 己 株 式 の 处 分					92,091
譲渡制限付株式報酬					21,406
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	20,670	490	27,699	48,860	48,860
当 期 变 動 額 合 計	20,670	490	27,699	48,860	3,400,395
当 期 末 残 高	△73,726	2,129	25,772	△45,823	19,508,514

(注) 連結計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示し、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数

5社

・連結子会社の名称

株式会社日本保育サービス

株式会社ジェイキッチン

株式会社日本保育総合研究所

株式会社子育てサポートリアルティ

株式会社ワンズウィル

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有 価 証 券

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、

以 外 の も の 移動平均法または償却原価法により算定）

市 場 価 格 の な い 株 式 等 移動平均法による原価法または償却原価法

ロ. デ リ バ テ イ ブ

時価法

ハ. 棚 卸 資 産

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く) 定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 2～50年

車両運搬具 7年

工具器具備品 2～20年

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く) 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

定額法

二. 長期前払費用

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、当社及び連結子会社は、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

当社及び連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

主に当社の内規である「ヘッジ取引に関するリスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ハ. ヘッジ方針

二. ヘッジ有効性評価の方法

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10年間で均等償却しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

・小規模企業等における簡便法の適用

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点は以下の通りであります。

・子育て支援事業

主に自治体との契約等に基づき契約期間において保育園等の運営を行うことにより、一定の補助金の収入を得ております。当該補助金については、自治体との契約等により定められた期間において、園児数、保育士数などの一定の要件に応じた保育園等の運営を行うことにより履行義務が充足されることとなりますので、契約期間にわたり収益を認識しております。

また、一部の売上については保護者との契約により園児等への保育サービスを提供することにより収入を得ております。当該保育サービスについては、一定期間園児等を預かり、その期間内に一定の保育サービスを提供することで履行義務が充足されることとなります。保育サービスは、主に保育時間、食事等のサービスの提供を元に収益額が計算されます。サービスの提供に応じて履行義務が充足されますが、主に計算期間の単位を1ヶ月とし、月単位で収益を認識しております。

資産に係る控除対象外消費税額等のうち、税法に定める繰延消費税額等は繰延消費税等に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は発生年度に費用処理しております。

控除対象外消費税等の会計処理

2. 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

3. 会計上の見積りに関する注記

当社グループは、固定資産の減損の判定及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについては、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

(1) 繰延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	1,425,923

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

課税所得の見積りには、将来計画の前提となった数値を、経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報に基づいて見積っております。

当該見積り及び当該仮定について、市場環境の変化により前提条件が変更された場合には当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産及び無形固定資産	4,275,740
園減損損失	336

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として保育所等の施設ごとにグルーピングしております。資産グループごとに、営業活動から生じる損益が継続してマイナス、あるいは主要な資

産の市場価格の著しい下落等により、減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された資産グループには減損の認識の判定を実施しております。減損の認識の判定は、各資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フロー総額と各資産グループの固定資産の帳簿価額の比較によって実施しております。減損の認識が必要な場合、減損の測定に当たっては加重平均資本コストを基礎として算定した割引率を使用して求められた割引後将来キャッシュ・フロー合計額である使用価値または正味売却価額のいずれか高い方の金額まで帳簿価額の切り下げを行っております。

将来キャッシュ・フローは、経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報に基づいて見積っております。当該見積りには、各園の園児数の推移などの仮定を用いております。当該見積り及び当該仮定について、市場環境の変化により前提条件が変更された場合には、損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	9,708,026千円
(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
(2) 棚卸資産の内訳	
商品	25,812千円
原材料及び貯蔵品	19,814千円
(3) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高	418,122千円
(4) 固定資産圧縮記帳	
国庫補助金等受入により取得価額から直接減額した価額の内訳	
建物及び構築物	896千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	87,849,400株	—	—	87,849,400株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,492,069株	—	183,587株	2,308,482株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	682,858千円	8円00銭	2024年3月31日	2024年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,026,491千円	12円00銭	2025年3月31日	2025年6月25日

(4) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に銀行借入によっております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、「債権管理規程」及び「与信管理規程」に沿って、取引先の期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、「投資有価証券運用基準」に沿って保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は主に保育所の開設に係る賃貸借契約等に基づく保証金、長期貸付金は主に土地所有者への当社グループの運営する保育所建物建設に伴う資金であり、当該建物所有者の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、「債権管理規程」及び「与信管理規程」に沿って、取引先の期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりため、原則として固定金利の借入金による資金の調達を基本とすることとしております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。デリバティブ取引の利用については、取引相手先を格付けの高い金融機関に限定しているため信用リスクは低いと認識しております。なお、デリバティブ取引の実行及び管理につきましては、ヘッジ取引に関するリスク管理方針に則り行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金及び未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 投 資 有 価 証 券 そ の 他 有 価 証 券	546,995	546,995	—
(2) 差 入 保 証 金	1,804,979	1,492,024	△312,954
(3) 長 期 貸 付 金 (※1)	2,579,897	2,382,040	△197,857
資 産 計	4,931,872	4,421,060	△510,811
(1) 長 期 借 入 金 (※2)	8,761,017	8,557,831	△203,185
負 債 計	8,761,017	8,557,831	△203,185
デ リ バ テ ィ ブ 取 引 (※3)	3,109	3,109	—

(※1) 長期貸付金には1年内回収予定の長期貸付金を含めて表示しております。

(※2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

その他有価証券の種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額

(単位：千円)

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	取 得 原 価 ま た は 償 却 原 価	差 額
連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 ま た は 償 却 原 価 を 超 え な い も の 債 券	546,995	654,625	△107,630
合 計	546,995	654,625	△107,630

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次の通りであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引	長期借入金	450,000	150,000	3,109
	支払固定・受取変動				

(注) 2. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,743,470	—	—	—
未収入金	5,204,206	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券	—	—	546,995	—
差入保証金	13,530	92,297	15,000	1,684,150
長期貸付金	215,057	862,381	925,341	577,117
合計	26,176,265	954,679	1,487,336	2,261,268

(注) 3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	3,460,864	2,499,062	1,695,081	811,518	258,916	35,576
合計	3,460,864	2,499,062	1,695,081	811,518	258,916	35,576

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価				合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3		
投 資 有 債 価 証 券 そ の 他 有 債 価 証 券	—	546,995	—	546,995	546,995
資 産 計	—	546,995	—	546,995	546,995
デ リ バ テ ィ ブ 取 引 金 利 関 連	—	3,109	—	3,109	3,109
負 債 計	—	3,109	—	3,109	3,109

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価				合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3		
差 入 保 証 金 長 期 貸 付 金	—	1,492,024	—	—	1,492,024
資 産 計	—	2,382,040	—	—	2,382,040
長 期 借 入 金	—	3,874,064	—	—	3,874,064
負 債 計	—	8,557,831	—	—	8,557,831

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

債券は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブについては、取引先金融機関より提示された時価により、金利等の観察可能なインプットを用いて算定されており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金及び差入保証金

これらの時価は、元利金の合計額を、約定金利等に金利水準の変動のみを反映した利子率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期貸付金には流動資産のその他に含まれている、1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

長期借入金

固定金利による長期借入金の時価については、元利金の合計額を、約定金利に金利水準の変動のみを反映した利子率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、変動金利による長期借入金の時価については、金利等の観察可能なインプットを用いて割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、流動負債に記載している、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

7. 収益認識に関する注記

- (1) 当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

当社グループは、「子育て支援事業」を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。また、売上高は顧客との契約から生じる収益であり、その区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため注記の記載を省略しております。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための参考となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

- ① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,570,745
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,319,156
契約負債（期首残高）	448,957
契約負債（期末残高）	418,122

- ② 残存履歴義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、子育て支援事業における保育園等の運営に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	32,724
1年超2年以内	32,220
2年超3年以内	32,220
3年超	299,893
合計	397,060

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	228円06銭
(2) 1株当たり当期純利益	45円91銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

事業分離

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

株式会社ASIAN RISING

② 分離した事業の内容

株式会社ワンズワイルが営む派遣事業に関する事業の一部

③ 事業分離を行った主な理由

株式会社ワンズワイルは、専門知識を有する外国人の派遣、技能実習生の管理及び当社グループの子育て支援のノウハウを活用した保育士、介護士、看護師などの専門人材の紹介・派遣事業を新たに展開しております。そのような中で、グループ内でのシナジー並びに子育て支援事業に関連する外国人材の活用を図るべく、外国人材の派遣事業のうち、製造業に関連した事業の一部を譲渡いたしました。

④ 事業分離日

2024年12月1日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

15,590千円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 471千円

固定資産 2,162千円

資産合計 2,634千円

③ 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき会計処理を行っております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

当社グループは「子育て支援事業」を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため記載を省略しております。

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

金額的重要性が乏しいため記載を省略しております。

貸借対照表
(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	16,433,766	流動負債	4,294,977
現金及び預金	2,021,653	1年内返済予定の長期借入金	3,463,596
売掛金	208,696	未払金	80,492
前払費用	54,387	未払費用	272,929
立替金	35,548	未払法人税等	318,827
短期貸付金	14,099,456	預り金	18,298
その他の	14,051	前受収益	925
貸倒引当金	△28	賞与引当金	32,460
固定資産	3,527,960	役員株式給付引当金	17,472
有形固定資産	1,206,872	その他の	89,976
建物	980,264	固定負債	5,799,514
構築物	72,177	長期借入金	5,293,941
工具器具備品	24,900	関係会社長期借入金	78,158
土地	129,529	退職給付引当金	27,070
無形固定資産	11,058	資産除去債務	167,003
ソフトウエア	7,815	その他の	233,340
電話加入権	2,808	負債合計	10,094,491
水道施設利用権	433	純資産の部	
投資その他資産	2,310,029	株主資本	9,938,832
投資有価証券	546,995	資本金	1,603,955
関係会社株式	1,301,183	資本剰余金	1,542,826
長期貸付金	124,894	資本準備金	1,127,798
長期前払費用	9,901	その他資本剰余金	415,028
繰延税金資産	58,473	利益剰余金	7,463,068
差入保証金	266,098	利益準備金	6,600
その他の	3,109	その他利益剰余金	7,456,468
貸倒引当金	△626	別途積立金	100,000
		繰越利益剰余金	7,356,468
		自己株式	△671,017
		評価・換算差額等	△71,596
		その他有価証券評価差額金	△73,726
		繰延ヘッジ損益	2,129
資産合計	19,961,726	純資産合計	9,867,235
		負債及び純資産合計	19,961,726

損 益 計 算 書
 (2024年4月1日から)
 (2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,969,463
売 上 原 価	327,730
売 上 総 利 益	3,641,732
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,372,305
営 業 利 益	2,269,427
営 業 外 収 益	204,087
営 業 外 費 用	62,514
経 常 利 益	2,411,000
特 別 利 益	201,630
本 社 移 転 補 償 金	201,630
特 別 損 失	133
固 定 資 産 除 却 損	133
税 引 前 当 期 純 利 益	2,612,497
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	469,235
法 人 税 等 調 整 額	54,035
当 期 純 利 益	2,089,226

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
当期首残高	1,603,955	1,127,798	354,895	1,482,693	6,600	100,000	5,950,100	6,056,700
当期変動額								
剰余金の配当							△682,858	△682,858
当期純利益							2,089,226	2,089,226
自己株式の処分			50,589	50,589				
譲渡制限付株式報酬			9,544	9,544				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	60,133	60,133	—	—	1,406,368	1,406,368
当期末残高	1,603,955	1,127,798	415,028	1,542,826	6,600	100,000	7,356,468	7,463,068

自己株式	株主資本		評価・換算差額等			純合資産計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△724,381	8,418,966	△94,396	1,638	△92,758	8,326,208
当期変動額						
剰余金の配当		△682,858				△682,858
当期純利益		2,089,226				2,089,226
自己株式の処分	41,501	92,091				92,091
譲渡制限付株式報酬	11,862	21,406				21,406
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			20,670	490	21,161	21,161
当期変動額合計	53,364	1,519,865	20,670	490	21,161	1,541,027
当期末残高	△671,017	9,938,832	△73,726	2,129	△71,596	9,867,235

(注) 計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示し、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関 係 会 社 株 式 移動平均法による原価法

② 有 価 証 券

そ の 他 有 価 証 券

市 場 価 格 の な い 株 式 等

以 外 の も の

市 場 価 格 の な い 株 式 等

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動

平均法または償却原価法により算定）

移動平均法による原価法または償却原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デ リ バ テ ィ ブ 時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 產 定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 2～50年

構築物 3～30年

工具器具備品 2～20年

② 無 形 固 定 資 產 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

④ 役員株式給付引当金

「業績連動型譲渡制限付株式報酬制度」における、役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当事業年度の業績に基づき、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点は以下の通りであります。

・経営指導料

連結子会社との契約に基づき契約期間において業務委託及び経営指導を行うことにより収入を得ております。当該収入については、連結子会社との契約により定められた期間において子育て支援事業に関する業務委託及び経営指導を行うことにより履行義務が充足されることとなりますので、契約期間にわたり収益を認識しております。子育て支援事業に関する業務委託及び経営指導は、主に連結子会社に対して提供する業務委託時間等を元に収益額が計算され、主に計算期間の単位を1ヶ月とし、月単位で収益を認識しております。

・不動産賃貸料

連結子会社との契約に基づき契約期間において保育園の賃貸を行うことにより収入を得ております。当該収入については、保育園の賃貸を行うことにより履行義務が充足されることとなりますので、契約期間にわたり収益を認識しております。

控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当社は、固定資産の減損の判定及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについては、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

(1) 繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	58,473

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

課税所得の見積りには、将来計画の前提となった数値を、経営環境等の外部要因に関する情報や当社が用いている内部の情報に基づいて見積っております。

当該見積り及び当該仮定について、市場環境の変化により前提条件が変更された場合には当社の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産及び無形固定資産	1,217,930

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、保育事業を営む連結子会社に主たる固定資産を賃貸しており、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として賃貸物件である保育施設ごとにグルーピングしております。資産グループごとに、営業活動から生じる損益が継続してマイナス、あるいは主要な資産の市場価格の著しい下落等により、減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された資産グループには減損の認識の判定を実施しております。減損の認識の判定は、各資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フロー総額と各資産グループの固定資産の帳簿価額の比較によって実施しております。減損の認識が必要な場合、減損の測定に当たっては加重平均資本コストを基礎として算定した割引率を使用して求められた割引後将来キャッシュ・フロー合計額である使用価値または正味売却価額のいずれか高い方の金額まで帳簿価額の切り下げを行っております。

将来キャッシュ・フローは、経営環境等の外部要因に関する情報や当社が用いている内部の情報に基づいて見積っております。当該見積りには、施設ごとの将来における売上や営業利益または売却の可能性等の仮定を用いております。当該見積り及び当該仮定について、近隣相場の市場環境の変化により前提条件が変更された場合には、損失が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 997,598千円
(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次の通りであります。
- | | |
|----------|--------------|
| ① 短期金銭債権 | 14,347,010千円 |
| ② 短期金銭債務 | 57,142千円 |
| ③ 長期金銭債務 | 233,340千円 |
- (3) 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権の総額
該当事項はありません。
- (4) 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債務の総額
該当事項はありません。

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- | | |
|--------------|-------------|
| ① 営業取引高 | 3,964,974千円 |
| ② 営業取引以外の取引高 | 154,436千円 |
- (2) 営業収益は、子会社からの経営指導料収入等であります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,492,069株	—	183,587株	2,308,482株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	16,522千円
賞与引当金	9,932千円
未払社会保険料否認	1,536千円
株式報酬費用	12,683千円
退職給付引当金	8,527千円
減損損失否認	45,527千円
減価償却費超過額	62,412千円
資産除去債務	52,606千円
会員権評価損否認	1,535千円
関係会社株式評価損否認	3,149千円
その他有価証券評価差額金	33,903千円
その他	9,697千円
繰延税金資産小計	258,034千円
評価性引当額	△62,896千円
繰延税金資産合計	195,138千円
繰延税金負債	
資産除去費用	△23,942千円
投資有価証券	△111,742千円
繰延ヘッジ損益	△979千円
繰延税金負債合計	△136,664千円
繰延税金資産の純額	58,473千円

(注) 評価性引当額が49,550千円増加しております。この主な内容としては減損損失に係る評価性引当額を認識したことに伴うものであります。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、防衛特別法人税が2026年4月1日以後に開始する事業年度から適用されることとなりました。これに伴い2026年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については、当社の実効税率が30.6%から31.5%へ変更となります。

この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が541千円、その他有価証券評価差額金が968千円、法人税等調整額が399千円増加し、繰延ヘッジ損益が27千円減少しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

種類	会社等の名	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)日本保育サービス	99,000千円	子育て支援事業	100	兼任3名	資金援助	資金の貸付 (注)1	3,200,000	短期貸付金	14,070,000
						資金援助	利息の受取 (注)1	153,044	流動資産 その他	490
						経営指導	経営指導料の受取 (注)2	2,071,080	売掛金	189,849
						債務の被保証	債務の被保証 (注)3	2,055,895	－	－

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については市中金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 経営指導料は、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。
3. 当社の銀行借入に対し、子会社より保証を受けております。なお、保証料の支払はありません。

(4) 兄弟会社等

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 115円35銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 24円46銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社 J P ホールディングス
取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 小島 浩司
業務執行社員

代表社員 公認会計士 池田 龍矢
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 J P ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J P ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社 J P ホールディングス
取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 小島 浩司
業務執行社員

代表社員 公認会計士 池田 龍矢
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 J P ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行について監査しました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。更に、保育委員会、安全管理委員会及びコンプライアンス委員会および各部門長、並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保する体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位維持を目的とするものではないと認めます

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株式会社 J P ホールディングス監査等委員会

取締役 監査等委員（常勤）	関 博文	印
社外取締役 監査等委員	伊丹俊彦	印
社外取締役 監査等委員	鶴谷明憲	印
社外取締役 監査等委員	矢板賢	印
社外取締役 監査等委員	山村輝治	印

(注) 社外取締役(監査等委員)伊丹俊彦、鶴谷明憲、矢板賢および山村輝治は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス アネックス棟3階 シーズンテラスホール
(TEL: 03-6433-1905)



会場最寄駅

JR品川駅 港南口(東口)より徒歩9分
京浜急行電鉄品川駅 高輪口より徒歩12分

*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用くださいますよう
お願い申し上げます。

UD
FONT